

耐震補助制度を活かして、危険なブロック塀を撤去しましょう

地震発生時にブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、道路に面した倒壊のおそれのあるブロック塀等を撤去する費用の一部を補助します。

補助対象工事

- ・ 工事前のブロック塀等高さが道路面から 60 センチメートル以上のもの
- ・ 道路に面するブロック塀等（隣地境界線上のものは除く）
- ※ 国、大阪府又は忠岡町が管理する道路、その他不特定多数の者が通行することを忠岡町が認める道（私道、農道及び通路として利用される法定外公共物を含む）。
- ・ 忠岡町ブロック塀等撤去補助要綱の別表において不適合項目が 1 以上認められるもの

補助対象者

- ・ ブロック塀等の所有者（法人を含む）
- ・ 町税の滞納等がない方

補助金額

- ① 撤去工事費の相当額
 - ② 見附面積 1 ㎡あたり 10,000 円を乗じた額
- ※ ①、②のいずれか少ない金額に 0.8 を乗じた額
(1,000 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる)。

また、補助上限額は 150,000 円とする。

制度期間

- ・ 制度期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日（予定）
- ・ 受付期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 24 日

その他

- ・ 補助は予算の範囲内において行います。
- ・ 過去に本補助金及び忠岡町耐震改修工事補助金の交付を受けた方は対象外とします。
- ・ 本補助の対象は撤去工事のみであり、ブロック塀等の新設や改修にかかる費用はこれを含めません。
- ・ 撤去工事後、ブロック塀等の一部が残存する工事は対象外とします。